

予算項目	原水及び浄水費 － 委託料
委託番号	委託 第 62 号

設 計 書

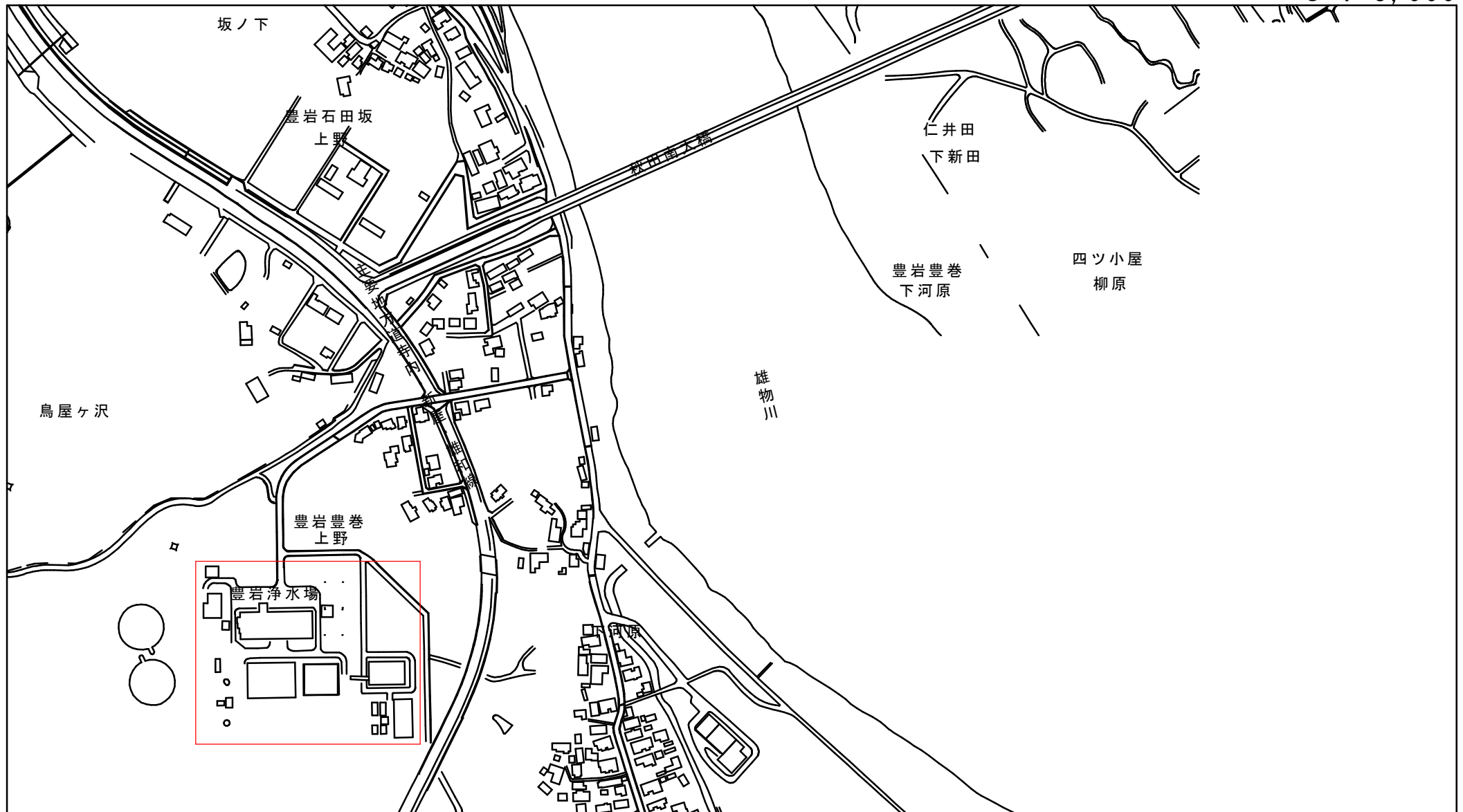
課 長	補 佐	係 長	副 務 者	検 算	主 務 者 (監 督 員)

年 度	令和 8 年度	作 成 年 月 日	令和8年8月7日	履行期間	から
委 託 名	豊岩浄水場着水井汚泥移送業務委託				令和8年12月18日
委託場所	豊岩豊巻字上野164地内			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳				業 務 概 要	
種 別		設 計 額 (円)	摘 要	(汚泥移送)	
	業務価格			本業務は、豊岩浄水場着水井内の汚泥を、仁井田浄水場内へ移送	
	消費税等相当額			するものである。	
	業務委託費計			・汚泥量 48m3	
				副務者 (職名)氏名	
				主務者(監督員)(職名)氏名	

箇 所 図
豊岩浄水場

S=1:5,000



豊岩浄水場着水井汚泥移送業務委託

秋田市上下水道局浄水課

内訳書

(第1号)

工 種	種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務委託費							
	直接業務費						
		清掃業務	式	1			明細書第1号
		計					
	間接業務費						
		共通仮設費	式	1			
		現場管理費	式	1			
		計					
業務原価							
	一般管理費等		式	1			
業務価格							
消費税等相当額							
業務委託費計							

秋 田 市 上 下 水 道 局

直接業務費
清掃業務

明 細 書

(第 1 号)

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
一般世話役		人				
清掃作業員		人				
強力吸引車運転工		時間				
高圧洗浄車運転工		時間				
計						

秋 田 市 上 下 水 道 局

豊岩浄水場着水井汚泥移送業務委託

特 記 仕 様 書

令和 8 年度

秋田市上下水道局

第1章 総 則

1 適用範囲

この仕様書は、豊岩浄水場着水井汚泥移送業務委託（以下「業務」という。）に適用する。

この仕様書、設計図、設計書に記載のない事項については、「秋田市土木工事共通仕様書」等の最新版に準じるものとし、そのほかは、監督員との打合せにより決定する。

2 法令、関係規定の遵守

受注者は、業務の遂行に当たり、関係する諸法令、基準および規定等を遵守し、業務の円滑なる進捗を図るとともに、諸法令等の適用・運用は、受注者の責任と費用負担において行わなければならない。

3 基本事項

本業務は、契約書、特記仕様書および図面に基づいて行い、特記仕様書ならびに図面に明示されていない事項については、監督員と協議・確認の上、実施する。

4 提出書類

契約事項に関する書類のほか、次の書類を提出すること。ただし、監督員が特に必要があると認めた図書は、別に提出させることができる。

(1) 配水管工事標準仕様書（秋田市上下水道局）に準用するもの

ア 業務計画書（概要、現場組織、業務工程、業務方法、安全衛生、従事者一覧表ほか）

イ 手順書 1部

ウ 週間工程表

エ 作業日誌

オ 業務完了届

カ 業務状況記録写真 1部

(2) その他

ア 必要に応じて、委託打合簿

イ 業務報告書 1部

ウ その他必要とする書類

5 疑 義

設計図書に定める事項について疑義等がある場合は、監督員に報告し、協

議の上、決定する。

6 諸官庁等への手続

受注者は、関係諸官庁および他企業に対する一切の手続きを行うとともに、その経過については、速やかに監督員に報告すること。また、協議事項および指示事項は、書面にまとめ、発注者に提出すること。なお、手続き等に必要な経費は、受注者の負担とする。

7 機械器具および工事用材料の管理

業務に使用する各種材料および機械器具は、工程表に従い業務の進捗に支障のないよう手配するとともに、品質ならびに保管管理等は、受注者が行うものとする。

8 機器の機能保持

受注者は、業務完了の際、試験運転開始までの機器の機能保持に必要な措置を講じなければならない。

9 事前調査

受注者は、業務着手に先立ち、現地の状況、関連工事等について綿密な調査を行い実状を把握のうえ、業務を実施すること。

10 障害物件

無償貸与以外の民有地等を利用する場合は、受注者の負担と責任において行わなければならない。

11 衛生管理

(1) 受託者は、水道施設構内又はその付近での業務に当たって、関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意すること。

(2) 受託者は、作業従事者について水道法第21条（昭和32年法律第177号）および同法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第16条に基づく健康診断（腸内細菌検査・腸管出血性大腸菌検査）の検査結果報告書を作業開始日までに提出しなければならない。（写し可）

なお、業務期間が同報告書の発行日から起算して1年を超える場合は新たに検査を実施し、結果報告書を提出すること。

12 安全管理

(1) 受注者は、業務の遂行に当たり、関係法令を遵守し労働災害、公衆災害

等の防止に必要な措置を講じ、安全管理に努めなければならない。

(2) 受注者は、高所、地下、道路上その他特に危険が予想される箇所では事故防止に努めなければならない。

(3) 受注者は、火気を使用する場合十分な防火措置を講じなければならない。

13 作業時間

作業時間は、原則として発注者の勤務時間に倣うこと。また、土・日曜、祝日および平日時間外の作業を行う場合は、事前に発注者の承諾を得るものとする。

14 工程等の打合せ

本業務の施工に当たっては、他の施工中工事と密接な関係があるため、工程等について、事前に監督員と十分な協議および確認、連絡のうえ、工事等に支障を与えないように業務を遂行すること。

15 事故および機器の不具合

受注者は、業務遂行中に、人身事故および第三者に損害を与えた事故、設備機器（又は施設）や周辺地域に影響を及ぼす事故が発生した場合は、直ちに監督員ならびに関係各所に連絡しなければならない。また、受注者の責任に帰する事故および機器等の不具合について、受注者の責任と負担により速やかに処置するとともに、監督員へも速やかに報告するものとする。ただし、責任の所在が明確でない場合は、その都度、監督員と受注者と協議の上、決定する。

16 その他

本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議し定めるものとする。

第 2 章 業 務

1 業務概要

本業務は、豊岩浄水場着水井内の汚泥を、高圧洗浄車で崩しながら、強力吸引車により吸引し、仁井田浄水場内へ移送するものである。

2 業務場所

豊岩豊巻字上野164地内

着水井 幅 4 m 長さ12m 深さ 4 m 180m³（有効容量） 1 池

3 業務対象物の性状および土量等

豊岩浄水場着水井内に堆積しているもの

(1) 性状 汚泥

(2) 土量 48m³

4 業務条件

(1) 本業務は、豊岩浄水場設備停止中に行う。

(2) 設備停止可能時間は1日あたり4時間を想定しているが、業務当日の配水池水位や原水水質により変動することがある。

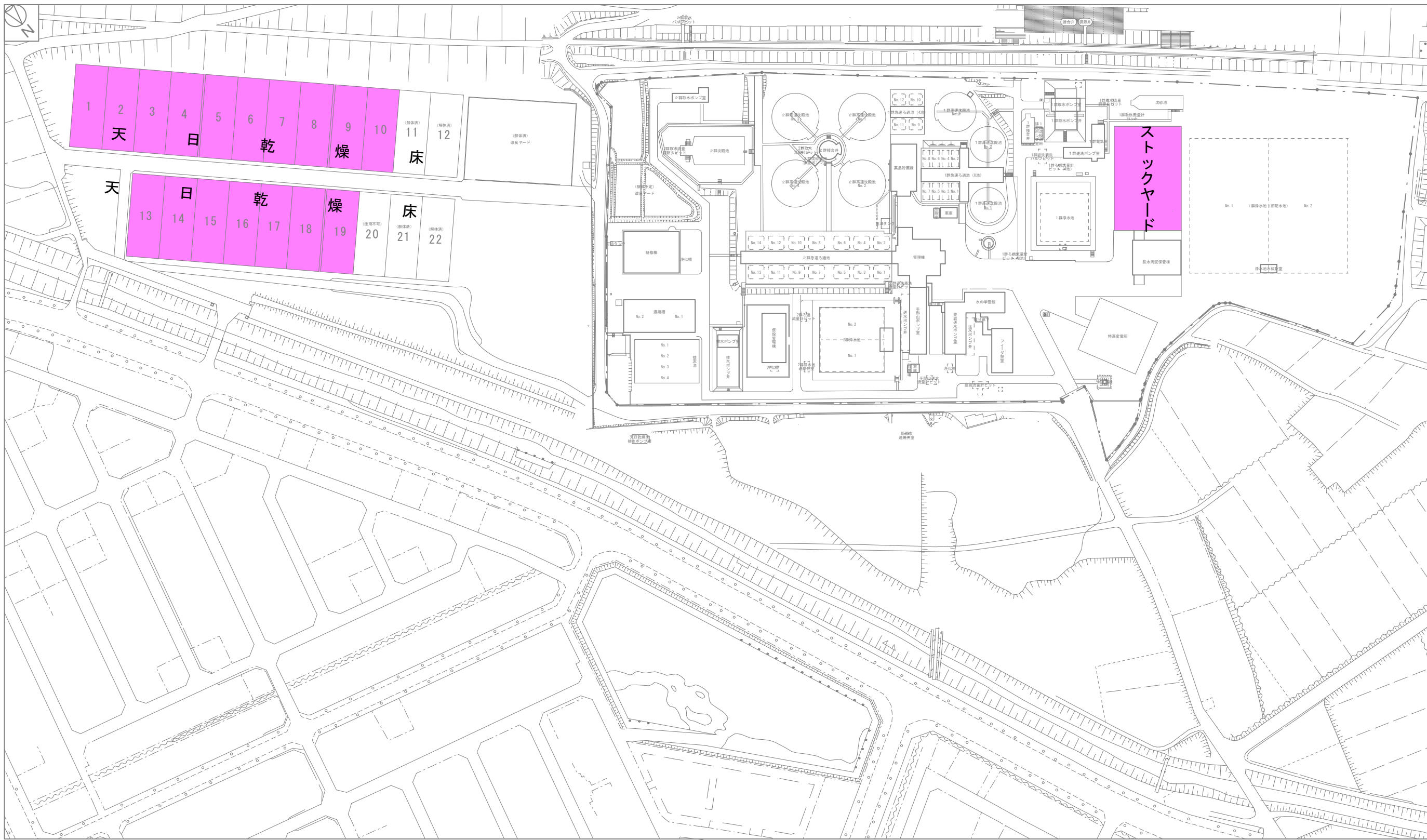
(3) 本業務は1日あたり4時間の作業を5日間にわたり行うことを想定しているが、1日目と2日目の日程は1週間以上間隔を空けること。作業日については監督員と協議すること。

(4) 着水井内は汚泥により人が降りるスペースがないため、着水井内で人が安全に作業ができる汚泥深さになるまでは、強力吸引車のホースを上から垂らしながら汚泥を吸引する必要がある。

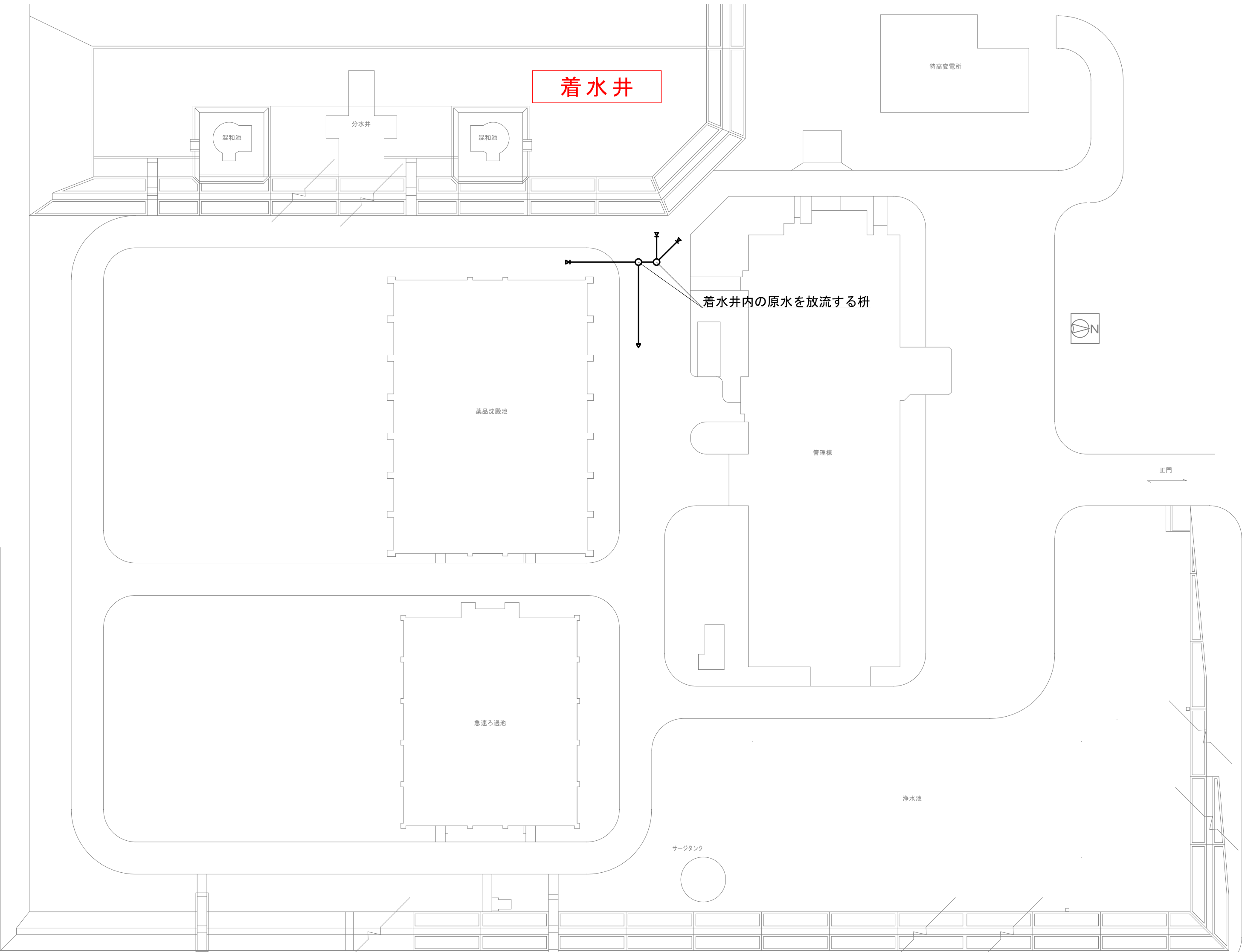
(5) 着水井内には単管等の落下物があるため、けがに注意すること。

5 雑 則

各試験および検査の結果、不良箇所があれば指定の期日内に手直しを行い、手直し完了後当局立ち会いのもとに再試験を行わなければならない。



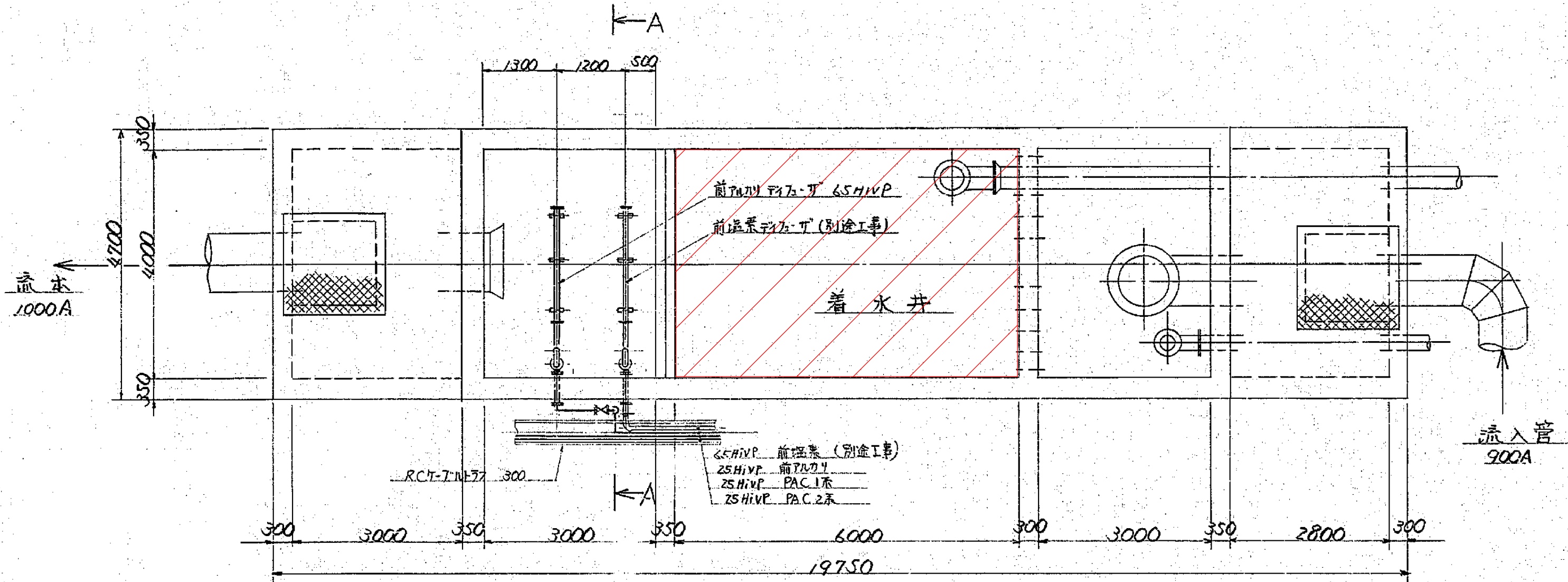
仁井田浄水場全体平面図 S=1/2,000



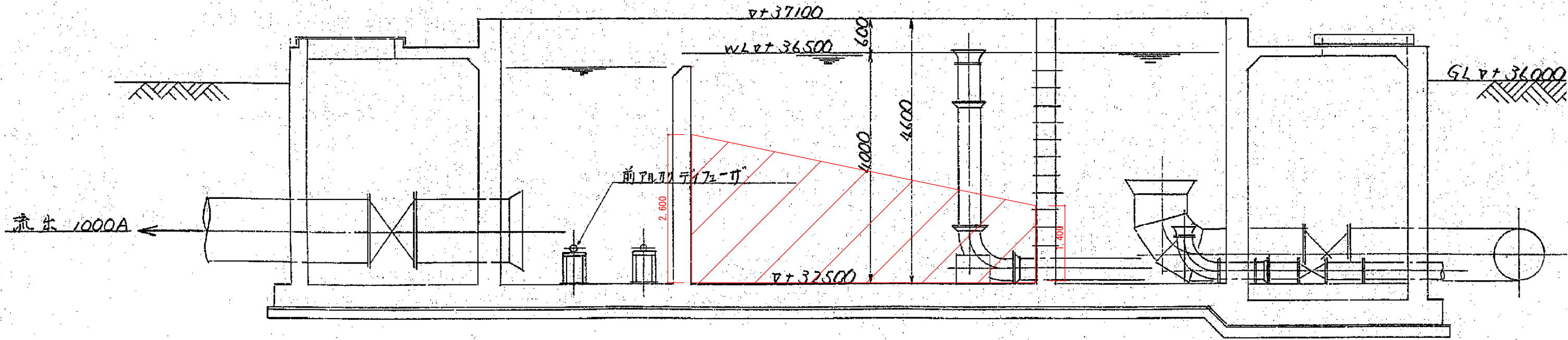
豊岩浄水場全体平面図 S=1/500

- 【作業手順】
- ① 委託者が浄水場内の設備停止をし、着水井流入弁を閉める。
 - ② 受託者が強力吸引車で着水井内の原水を吸引し、場内枳へ排水する。
 - ③ 排水完了後、受託者が着水井内の汚泥を高圧洗浄車で崩しながら、吸引車で吸引する。吸引した汚泥は仁井田浄水場内へ運搬する。運搬先の詳細はストックヤードまたは天日乾燥床を想定しているが、監督員の指示に従うこと。
 - ④ 汚泥吸引完了後、委託者が着水井流入弁を開け、設備を稼働する。

※設備停止可能時間は1日あたり4時間を想定しているが、業務当日の配水池水位や原水水質により変動することがある。
※本業務は1日あたり4時間の作業を5日間にわたり行うことを想定しているが、各日程は1週間以上間隔を空けること。
業務日については監督員と協議すること。
※使用車両は強力吸引車2台/日、高圧洗浄車1台/日とする。
※汚泥量…48m³



着水井平面図 S=NON
※斜線部…汚泥範囲を示す。



着水井断面図 S=NON
※斜線部…汚泥範囲を示す。

委 託 名	豊岩浄水場着水井汚泥移送業務委託		
図面名称	着水井平面図、断面図ほか		
図面番号	1/1	縮 尺	図示
作 成	令和8年 8月		
秋 田 市 上 下 水 道 局			